

年 月 日

会津若松市長 室井 照平 様

駐車場管理者の
住 所
氏名 又は 名称

路外駐車場管理規程（変更）届出書

このことについて、別紙のとおり路外駐車場管理規程を定め（変更し）ましたので、駐車場法第13条第1項（第4項）の規定により届け出ます。

路外駐車場管理規程（参考）

1. 駐車場の名称
2. 駐車場の所在地
3. 駐車場管理者の氏名及び名称
 - (1) 名称
 - (2) 所在地
 - (3) 電話
 - (4) 代表者の氏名
4. 供用時間
 - (1) 供用時間
 - (2) 休業日
 - (3) 駐車場管理者は、この駐車場の補修その他管理上やむを得ない場合に、駐車場の全部または一部の供用を休止することができる。
5. 駐車料金

6. 供用契約に関する事項
 - (1) この駐車場に駐車中の自動車の保管にあたり、善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失または損傷について、その損害を賠償する責を負う。
 - (2) 駐車場利用者及びその関係者（同乗者を含む）は、故意または過失により、この駐車場の諸設備及び駐車中の自動車に損害を生ぜしめた時は、直ちこの損害を管理者及び他の被害者に報告し賠償しなければならない。
 - (3) 駐車場利用者は、駐車した自動車を 時間以内に引き取らなければならない。ただし、あらかじめ駐車場管理者の承諾を得た場合はこの限りではない。
 - (4) 駐車場管理者の承諾なくして駐車した自動車の引き取りをしなかったときは、他の場所に移動されても意義を申し立てないものとし、駐車場管理者は引き取りがあった時点までの駐車料金及び移動費用を徴収することができる。
 - (5) 駐車場管理者は、この駐車場に駐車する自動車内に留置された貴重品その他の物品に関する損害についてはばいしょうの責を負わない。
 - (6) 駐車場利用者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - ア 駐車位置、場内交通規制等は、標識または係員の指示に従うこと。
 - イ 駐車場内に引火物、危険物の持ち込み、場内での喫煙・火気の取り扱いは行わないこと。
 - ウ 自動車内に貴重品、その他の物品を留置しないこと。またドア・トランク

類は施錠すること。

エ 駐車場利用者及びその関係者（同乗者を含む）は、禁止されている場所に立入または特殊装置操作盤、その他の機器類に許可なく手を触れてはならない。

オ 自動車入庫の際は、駐車券を取ること。

カ 自動車出庫の際は、自動精算機にて精算し出庫すること。

7. 駐車場管理者は、遵守事項その他必要な事項を見やすい場所に掲示する。

8. 駐車場管理者は、次の場合には駐車を拒否することができる。

（1） 駐車場利用者が駐車場管理規程を守らなかったとき。

（2） 危険物を積載している自動車、その他駐車場の管理上支障のある自動車が駐車する場合。

9. 駐車できない自動車

長さ	メートル	
幅	メートル	
高さ	メートル	を超えるもの